

健康保険・厚生年金保険適用事業所名称/所在地変更（訂正）届

(同一管轄内の場合)

【手続概要】

この届出は、同一の年金事務所管内において、事業所の所在地又は事業所の名称に変更があつた場合に、事実発生から5日以内に事業者が行うものです。なお、異なる年金事務所管轄に所在地変更する場合は「ケース4」を参照してください。

【添付書類】以下の1.～3. それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。なお、添付書類のうち、法人（商業）登記簿謄本のコピー及び住民票のコピーは、直近の状態を確認するため、提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出いただくこととなりますのでご注意ください。

1. 法人事業所の場合（所在地変更・名称変更）

法人（商業）登記簿謄本のコピー

2. 個人事業所の場合（所在地変更）

事業主の住民票のコピー

3. 個人事業所の場合（名称変更）

公共料金の領収書のコピー

※法人事業所の所在地が登記上の所在地と異なる場合、個人事業所の所在地が住民票住所と異なる場合は、「賃貸借契約書のコピー」など事業所所在地の確認できるものを添付してください。

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html)をご確認ください。

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】 電子申請、郵送、窓口持参